

小学3・4年生社会科副読本『わたしたちの我孫子』作成業務委託仕様書

1 業務名

小学3・4年生社会科副読本『わたしたちの我孫子』作成業務委託

2 業務の目的

我孫子市で学ぶ小学生が、ふるさと「我孫子」を再発見・再認識し、その価値について考え、郷土愛を育むきっかけとなる「我孫子」に特化した小学3・4年生社会科副読本を作成する。

我孫子市の様々な産業、歴史、文化、手賀沼をはじめとする自然環境、郷土の発展のために尽くした先人の生き方などを取り上げ、副読本の活用によって「我孫子市小中一貫教育が目指す子ども像」で掲げた「郷土愛」「未来を拓く力」「輝く心」をもつ子どもの育成をはかる。

また、子どもの学びの充実と教師の教材研究に資するものとして、『わたしたちの我孫子』教師用指導書および単元テスト、デジタル版副読本、視聴覚資料（写真・動画）を作成する。

3 業務の内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で実施する。

(1) 副読本作成

受託者が作成する副読本は、文部科学省「小学校学習指導要領」（平成29年告示）に則った内容とすること。我孫子市の学びの資源を活かし、【育てたい3つの資質・能力】（コミュニケーション力・チャレンジ力・豊かな心）を意識した構成とすること。

(2) 教師用指導書

副読本『わたしたちの我孫子』の授業に役立つ資料や地域教材、展開例、板書案などを掲載すること。

(3) 単元テスト

副読本『わたしたちの我孫子』で学んだ成果を確認できる内容とすること。

(4) デジタル版副読本

副読本『わたしたちの我孫子』をデジタル化し、電子黒板やタブレット端末などで活用できるようにすること。

(5) 視聴覚資料

副読本『わたしたちの我孫子』に掲載している写真のほか、子どもの学びを深めるための資料を写真や動画で提供すること。

(1)～(5)の作成にあたり、編集委員会への参加を含め作成業務に携わる。

(6) 印刷

下記の仕様で印刷製本し、指定された期日までに納品する。

①副読本

ア 版 型 AB判縦型、横書き

イ 製 本 136 頁程度、アジロ左綴じ

ウ 紙 質 表紙（表裏）：アートポスト紙125Kg クリアPP加工 本
編：上質紙44.5kg

エ 印刷色数 両面4色カラー

オ 印刷部数 約3000冊

②教師用指導書

ア 版 型 AB判縦型、横書き

イ 製 本 136 頁程度、アジロ左綴じ

ウ 紙 質 表紙（表裏）：アートポスト紙125Kg クリアPP加工 本
編：上質紙44.5kg

エ 印刷色数 両面2色

オ 印刷部数 約100冊

(7) 納品及び配送

ア 副読本および教師用指導書

(ア) 納品期限 令和8年3月2日（月）

(イ) 納品先 我孫子市教育相談センター

(ウ) 納品方法 委託者の指示に従うこと

(エ) 梱包方法 包装方法及び梱包単位については、別途指示する。

イ デジタル版副読本、単元テスト、視聴覚教材

(ア) 納品期限 令和8年3月11日（水）

(イ) 納品先 我孫子市教育相談センター

(ウ) 納品方法 納品方法については、別途指示する。

4 業務にあたっての特記事項

(1) 著作権に関すること

作成に業務にかかる内容（文・地図・イラスト・未使用を含む写真・動画などの成果品）にかかる著作権は、市に帰属するものとする。

(2) 個人情報等の取り扱い

個人情報は「我孫子市個人情報保護条例」その他法令に基づく。

5 経費

本業務の実施に係る一切の経費は、委託料に含むものとする。

6 その他事項

(1) 業務の実施

- ・業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ・電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応する。
- ・本業務の実施にあたっては、綿密に我孫子市教育委員会と協議、又は打合せを行うとともに、我孫子市教育委員会の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- ・なお、協議又は打合せは、我孫子市教育委員会又は受託者の求めに応じ実施するものとし、場所については、我孫子市教育委員会の指示に従うものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により、実施内容を変更する場合がある。変更する場合も委託料の範囲内で柔軟に対応するものとし、我孫子市教育委員会が求める事項は、最大限実現できるよう努めること。

(2) 仕様変更

受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ我孫子市教育委員会と協議の上、承認を得ること。

(3) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、我孫子市教育委員会と協議すること。